令和4年12月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書 (令和4年度12月補正予算等関係)

警 察 本 部

令和4年12月定例会議案説明資料目次

【予算関係】 (一般会計)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 債務負担行為に関する調書		$3\sim 4$
	2 繰越明許費に関する調書		5

【予算関係以外】 (議 案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第15号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	監察課	6

(報 告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 損害賠償に係る和解について(令和4年11 月7日専決)	監察課	7
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和4年11月7日専決)	監察課	8
	(3)損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定 について(令和4年11月7日専決)	監察課	9

議案第1号

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額 又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

P														
			前年度末までの支出(見込)額			当該年度以降の	左	この 財	源内	沢				
事 項	課名	限度額				当該牛及以降の	特	定財	源 一般財源		備考			
			期	間	金	額	期間	金 額	国庫支出金	地方債	その他	一阪別源		
		千円				千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和4年度 警察職員費	会計課	105,696					令和5年度から 令和7年度まで	105,696			64,711	40,985	警察学校等給食 業務、警察手数 料収納事務、県 民応接業務に係 る労働者派遣業 務	
令和4年度 警察財産管理費	会計課	79,389					令和5年度から 令和7年度まで	79,389			1,290	78,099	警察施設保守管 理業務等	
令和4年度 一般警察活動·人材 成費	会計課	3,174					令和5年度	3,174	1,587			1,587	捜査員養成	
令和4年度 交通安全施設整備費 (信号機等整備事業)	会計課	55,239					令和5年度	55,239				55,239	交通管制システ ム保守	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

変更分

				前任度は	までのま	.出(目	- 入)宛	 当該年度以降の支出予定額 -			左	σ ,	財	源内	訳		
事 項	課名		限度額					当該平茂以降の文山 7 定領			特	定	財	源	一般財源	備考	
				期	間	金	額	期	間	金	額	国庫支出金	地 :	方 債	その他	川又只加木	
		Ī	千円				千円				千円	千円		千円	千円	千円	
		補正前	6,080					令和5年 令和9年			6,080				6,080		
令和4年度 安全運転講習費	会計課	補正	217,104					令和5年 令和12年 で		21	7,104				217,104		四輪用ドライビン グシミュレータ賃 貸借及び保守、 各種講習業務
		補正後	223,184					令和5年 令和12年 で		22	3,184				223,184	Į.	

繰 越 明 許 費 に 関 す る 調 書

追加 (単位:千円)

		款		項	[目 事 業 名 課名		≕□々	予算額	翌年度	左の財源内訳				備考		
	7	亦人		央	П	**	未	41	沐 石	了异钒	繰越額	国庫補助金	起債	その他	一般財源	VIII 5
9	警	察	費	1 警察管理費	3 警察施設費	警察與	才 産	管 理 費	警察本部(会計課)	720,422	31,460				31,460	警察本部庁舎分電盤改修について、世界的な半 導体不足のあおりを受けて基盤が製造できない 状況であり、年度内完了が困難となったため
9	警	察	費	1 警察管理費	4 運転免許費	manage distribution of			警察本部(会計課)	316,065	57,860			57,860		警察庁の整備する共通基盤における新運転者管理システムの開発遅延等を起因として、運転免許証撮影装置等の改修も遅延し、年度内完了が困難となったため
					合 計					1,036,487	89,320			57,860	31,460	

条 例 名

築

提

理

由

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

1 提出理由

法律上県の義務に属する警察が取り扱った物品に係る管理の瑕疵による損害賠償につい て和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67 号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

2 概要 出

> (1) 和解の相手方 倉吉市 個人

(2)和解の要旨

県は、損害賠償金3,520円を支払うものとすること。

(3)事件の概要

ア 事件の発生年月日 及 令和4年7月4日

> イ 事件の発生場所 鳥取県倉吉警察署内

ウ 事件の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため取り扱った和解の相手方所有のスマー トフォンケースをスマートフォンから着脱するなどした際、同スマートフォンケース を破損させたものである。

び

概

要

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 損害賠償に係る和解について

(令和4年11月7日専決)

1 提出理由

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和4年11月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。

出 2 概要

名

提

及

概

(1) 和解の相手方

理 米子市古豊千944番地4

有限会社青空オート 代表取締役 長谷川 愼 二

由 (2)和解の要旨

県側の過失割合を10割とするが、和解の相手方は、損害賠償請求権を行使しないものとし、県は、損害賠償金を支払わないものとすること。

(3) 事故の概要

び ア 事故発生年月日

令和4年2月19日 午前9時45分頃

イ 事故発生場所

米子市古豊千地内

要 | ウ 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通機動隊所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場内で前進した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

<参考>

- 相手方損害額 0円(修理する意向がなく見積書未取得)
- 県側車両損害額 138,127円

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

(令和4年11月7日専決)

1 提出理由

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和4年11月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。

出 2 概要

名

提

び

概

要

(1) 和解の相手方

理 鳥取市 個人

(2)和解の要旨

由 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金189,691円を支払うものとすること。

及 (3) 事故の概要

ア 事故発生年月日

令和4年6月24日 午前11時57分頃

イ 事故発生場所

鳥取市立川町五丁目地内

ウ 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方使用の軽乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

<参考>

- 損害賠償額 189,691円
 うち、保険支払額159,691円、県費支出額30,000円(うち、保険契約による免責額3万円)
- 県側車両損害額 0円

報告第2号 監察課

件 議会の委任による専決処分の報告について

(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

(令和4年11月7日専決)

1 提出理由

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、令和4年11月7日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。

出 2 概要

名

提

理

び

概

要

(1)和解の相手方米子市 個人

(2) 和解の要旨

由 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金86,889円を支払うものとすること。

及 (3) 事故の概要

ア 事故発生年月日 令和4年7月5日 午後3時55分頃

イ 事故発生場所 米子市新開三丁目地内

ウ 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を駐車場内に駐車し、 助手席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有 の小型乗用自動車の前部右側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

<参考>

- 損害賠償額 86,889円
 うち、保険支払額56,889円、県費支出額30,000円(うち、保険契約による免責額3万円)
- 県側車両損害額 0円